

建築基準法施行規則第一条の三第4項表一(四)項に基づく図書の標準書式

浄化槽調書

1 建築主住所氏名	住所、個人氏名、会社名及び代表者氏名等 Tel ○○(○○○○)○○○○			
2 施設の名称 ※2	(仮称)○○○○○○○○ 工事名称でも可			
3 建築場所	(地名地番)船橋市□□□丁目○○○○-○			
	(住居表示)船橋市□□□丁目○○-○○			
4 建築物用途	共同住宅(注:複合用途の場合は、人槽算定対象の用途を記載)			
5 浄化槽の概要	製造又は設計業者	浄化槽メーカー名または設計者		
	名称(型式)・処理方式	例:○△社 mizu-kirei50 ・ ××処理方式		
	型式認定番号 ※3 《型式適合認定番号》※4	□-□□-□-□□□ 《型 00Cabcd1234567》		
	処理対象人員及び算定根拠 ※5	例:45人 (算定式:延床面積 900㎡×0.05=45)		
	浄化槽人槽	50 人槽	日平均汚水量	9 ㎡/日
	放流水の水質	BOD	20 mg/ℓ以下	
全窒素		高度処理型でない場合は記入不要 mg/ℓ以下		
全りん		mg/ℓ以下		
6 放流先又は放流方法 ※6	イ 側溝 □ 水路 ハ 雨水管 (ニ) その他(蒸発拡散方式)			
7 使用開始(予定)年月日	平成○○年○○月○○日			
8 浄化槽工事業者(予定) ※2	(氏名又は名称)	○○設備株式会社		
	(登録又は届出番号)	千葉県知事(届-25) 第 99999 号		
	(浄化槽設備士氏名)	○○ ○○		
	(浄化槽設備士免状交付番号)	第 ○○○○○ 号		
9 備考	日平均汚水量及びBOD算定はJIS参考値を利用。 算定式:45人×200=9000ℓ/日、45人×40÷9000ℓ/日=0.2g/ℓ			
確認番号・年月日 ※7	注意書き・裏面も ご覧ください。			

※1 裏面に記載する浄化槽の関係資料を添付すること。

※2 確認申請時に未定の場合は記入不要です。決定後、速やかに浄化槽法に基づく法定検査を行う機関まで連絡すること。

※3 浄化槽法に基づく型式認定番号を記入すること。記載例 □-□□-□-□□□

※4 《》内に建築基準法に基づく型式適合認定番号を記入すること。記載例 《型○○c①②③④○○○○○○○○》

※5 処理対象人員をJIS A 3302-2000のただし書きにより実情に合わせて算定した場合は、別途根拠資料を添付すること。

※6 放流先又は放流方法の欄は該当する事項を○で囲み、ニその他にはイ～ハ以外の放流先または放流先のない場合の処理方法を記入すること。

※7 確認番号・年月日欄は記入しないこと。

1. 浄化槽処理水の放流経路、放流先^{※1}及び付近の状況を示した見取り図

※1 処理水の放流先がなく、蒸発拡散方式等の処理装置を使用する場合は、千葉県浄化槽対策指導要綱で定められる「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」で規定される基準に適合しているかどうか確認できる図書(装置の認定書の写し、設置詳細図等)を添付してください。

2. 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図

3. 処理対象人員算定書^{※2}

※2 戸建住宅等の人員算定書を、表面の「処理対象人員及び算定根拠」の欄内に記入できる場合は、処理対象人員算定書を省略できる。

4. 汚水量及び流入水の生物化学的酸素要求量に関する説明書^{※3}

※3 汚水量及び流入水の生物化学的酸素要求量を、「浄化槽の構造基準・同規格」等の文献に記載されているJISの参考値を用いて算定する場合には、その旨を備考欄に記入することにより説明書を省略できます。

5. 認定書の写し^{※4}

※4 大臣認定を受けていない浄化槽の場合は、次に掲げる図書を添付してください。

ア 構造詳細図(平面図、水平断面図、縦断断面図)

イ 処理工程図

ウ 設計計算書及び構造機能検証する関係技術資料など告示等の規定に適合していることを証する図書

6. 検査手数料の納付書の写し(検査手数料を納付した場合に限る)

浄化槽去に基づき法定検査(第7条検査)の検査手数料を納付した場合は、検査手数料の納付書の写しを下記欄に貼り付けてください。(検査手数料の納付は、確認申請の要件ではありませんが、浄化槽使用開始後は、浄化槽去に基づき法定検査の受検義務がありますので、早めに受検申込み手続きを行ってください。)

検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄(全面にのり付けするなど、しっかり貼り付けてください。)

浄化槽法第7条検査の手数料納付書の写しを貼付してください。

(原本ではなく写しを貼付してください。)

【建築主事又は指定確認検査機関の方へ】

- ・この書類は、建築基準法施行規則第一条の三第4項表一(四)項に基づく図書の千葉県における標準書式です。
- ・建築基準法第93条第5項の規定に基づき、浄化槽調書及び添付図書一式を検査手数料の納付書の写しを貼り付けた書類が添付されているか否かにかかわらず、工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に送付してください。
- ・検査手数料の納付書の写しが提出されないことを理由に建築確認において不利益な取り扱いをしてはなりません。
- ・表面※7の確認済証番号と交付年月日を忘れずに記載してください。